

8 令和3年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策の強化

中央家畜保健衛生所

久保 翔太郎・川崎 洋平・松田 廣志

昨年、令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生予防対策として、生産者の危機意識高揚を強く意識した情報発信や飼養衛生管理基準（基準）遵守判定の厳格化、リスク評価に基づく強化ポイント指導を実施したことを報告した。

今回、令和2年10月1日に改正された基準を生産者へ遵守させるための指導と併せて、農場へ出入する機会が多い畜産関係者自身が、農場での衛生対策を実践することで、遵守率の向上につながる取り組みを行ったのでその概要を報告する。

1 取組内容

（1）改正基準への対応

1）基準3（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

基準3は、改正により追加された新規項目で、農場ごとの飼養衛生管理に関する作業を明確化することで従事者及び外部事業者が適切な手順で作業を行うことを目的としており、先行して施行された豚・いのししと同等のマニュアルの作成が求められた。

まず、県内共通の鶏用の雛型を新たに作成した。特に豚との相違が大きい出荷の際の交差汚染対策については、家きん舎内外で従業員を分ける、若しくは消毒済みの一時待機場所を利用する方法を表記するようにした（図-1）。

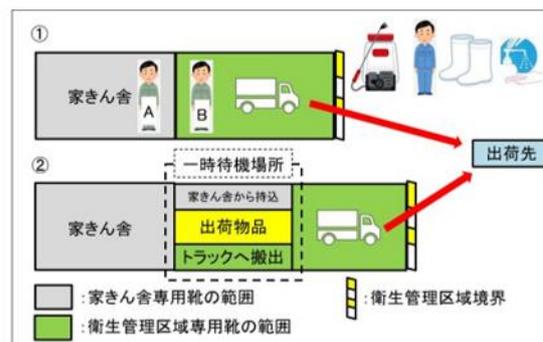


図-1 県内共通の鶏用雛型(出荷時の交差汚染対策)

令和3年7月に生産者及び関係機関に雛型を送付、作成を促すとともに、生産者による作成が不十分な農場に対しては、担当者や消毒方法を聞き取りし、助言することで、施行日(令和4年2月1日)までに全41戸の作成が完了した。

2）基準14（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

基準14は、改正により今までの衣服、靴の交換に加え、更衣前後交差汚染対策の実施が追加され、具体的には着脱前後の衣服の分離保管、及び動線の区分が求められた。

衛生管理区域が適切でない場合、入退場の回数が増加し、それに伴い衣服や靴の交換回数も増加するため、病原体の侵入リスクの増加や作業効率の低下を引き起こす。そのため、生産者から従事者及び外部従事者の作業動線を聞き取り、入退場の回数が最小限となるよう飼養衛生管理区域の境界を再設定した。例えば、特に出入が多い飼料会社のトラックの作業動線の範囲を衛生管理区域外に設定するように変更するよう指導した（図-2）。

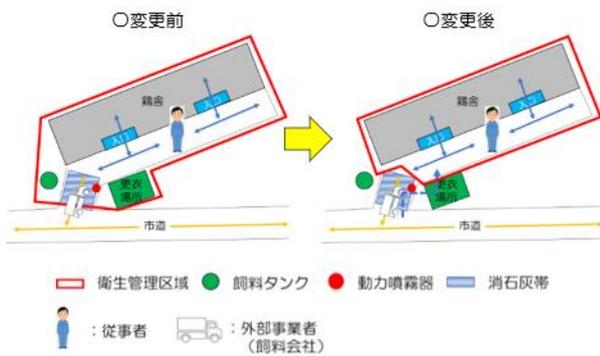


図-2 衛生管理区域の再設定

また、外部従事者に向けた周知のため、飼養衛生管理区域を記した農場平面図を衛生管理区域立入者記録簿とともに農場入口に設置し、更衣場所に更衣時の注意点を記した看板を掲示した（図-3）。



図-3 外部事業者への周知リーフレット

3) 基準 24 (野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕)

これまでの家きん舎への防鳥ネット設置に加え、堆肥舎、飼料保管庫、死体保管庫等が新たに追加となったが、令和3年度の初回巡回時点では多くの農場の堆肥舎が未設置の状態であった。そこで、令和3年6月に設置義務が追加された対象と施行日を周知する目的でリーフレットを配布し、農場立入時には設置が必要な対象施設の指摘及び設置案を具体的に協議した（図-4）。

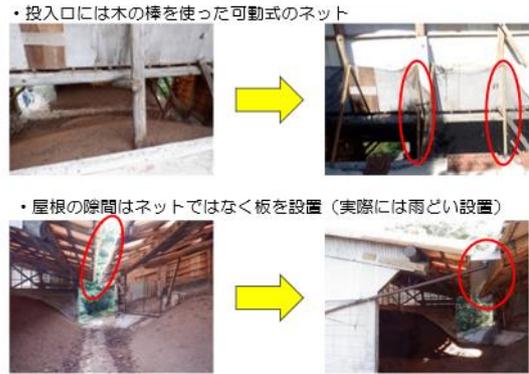


図-4 対象施設の防鳥ネット設置案を協議

令和3年10月1日の施行日時点で、41戸中29戸と約70%の設置を確認した。不遵守農場には早期の改善を指導し、堆肥舎が比較的大きい等早期の改善が困難である5戸については、漁業協同組合から提供いただいた廃棄漁網の配布や設置協力を実施することで、令和3年12月末までに全戸遵守を達成した。

(2) 畜産関係者による衛生対策の実践

令和3年6月、市町や農協、獣医師、飼料会社等畜産関係者で構成する飼養衛生管理指導強化推進協議会を設立した。協議会の取組みとして、実践7項目（図-5）を定め、①～④までの衛生管理区域の出入時の衛生対策、⑤～⑦の家きん舎の出入時の衛生対策を構成員が各自取り組むことで、生産者の遵守率向上を図った。遵守率向上を目的に設置した畜産関係者で構成する飼養衛生管理指導強化推進協議会において、農場出入時の衛生対策として「実践7項目」を定め、構成員各々が取り組むことで、生産者の遵守率向上を図った。

「実践7項目」

- ①立入台帳への記入
 - ②車両消毒
 - ③手指の消毒等
 - ④長靴の消毒等
 - ⑤衣服の消毒
 - ⑥手指の消毒等
 - ⑦専用長靴の着用
- } 衛生管理区域の衛生対策
} 家きん舎の衛生対策

図-5 畜産関係者による衛生対策の実践

2 まとめ

家畜伝染病の発生に伴い、基準は改正の度に強化、複雑化され、遵守のハードルは高くなり続けている。また、恒常的な遵守には生産者だけの取り組みでは難しい状況である。そこで今回、改正基準に関し、各農場に則した具体的に指導を心掛け、生産者へ丁寧できめ細かい指導を実施し、また、農場に出入りする畜産関係者自身が基準を遵守する取組みを推進することで生産者の遵守率向上につなげることができた。今後も、畜産関係者と連携した遵守率向上の取組みに努めていきたい。